

**福井県地域人づくり事業：中小企業の経営革新応援事業
(処遇改善プロセス)《2次》 募集要領**

1 事業目的

雇用情勢が依然として厳しい状況にあるなか、県内の小規模・中小企業が、新分野進出や新商品開発等に関する事業を実施することで、企業の売上増加を図り、従業員の処遇改善につなげることを目的とします。

いただいた提案の中から、事業の新規性や独自性、成長性および実現性などを評価し、事業者と協議のうえ、事業の実施を委託します。

2 応募対象事業

(1) 提案事業の内容

提案事業の内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- ①新分野展開や新商品、新サービス開発、生産や販売方法の改善（以下「経営革新事業」という。）を行い、売上の増加や経費の削減を図り、従業員の処遇を改善しようとする民間企業が行う事業（以下、「処遇改善プロセス」という。）

なお、上記における新分野展開とは、産業細分類を超えて新たな事業に取り組むことをいう。また、新商品、新サービスは、自社にとって新たな取組であれば、他の事業者が採用していることでも構わないが、すでに相当程度普及しているものは含まない。

- ②中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第十八号）第17条の規定に基づく認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が事業計画の策定と実施に当たってのフォローアップを行うこと。
- ③建設・土木事業でないこと。
- ④委託費の支給対象経費について、国・県・市町の他の助成金・補助金等を受けないこと。

(2) 事業の実施に当たっての要件

提案事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のほか、「福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領」で規定する要件のすべてを満たす必要があります。

- ①当該委託事業は、処遇向上に係る原資を生み出すことを目的とした取組の支援を行う事業であるため、事業の実施により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善すること。

- ②事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上または正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画（様式2）」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。
- ③処遇改善の具体的な内容は以下のとおり。
- ・処遇改善とは、従業員の賃上げ、非正規社員の正規雇用化、実質的な収入増を伴う福利厚生の実施等が対象
 - ・賃上げは、ベースアップ、各種手当制度の新設や増設、賞与・一時金の増加等が対象となり、従業員に対する金銭的対価の新規付与・増額であれば名称や形式は問わない。
- ④所得拡大税制による減税は本事業と同様の趣旨であることから、本事業を活用した企業は、当該年度について同一の範囲の従業員に関する所得促進税制を利用して減税を受けることはできない。

3 応募要件

次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ②福井県内に事務所を有する中小企業者
- ③当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
(総勘定元帳等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿および賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。)
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- ⑥民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立て、または破産法の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑧県税に滞納がないこと。

4 応募に際しての留意事項

(1) 事業の実施期間

- ①提案事業実施期間 1年以内
- ②事業の開始 事業採択を決定し、委託契約締結後

(2) 委託料の上限額

一つの委託事業の上限額は2百万円ですが、事業者ごとの事業成果（処遇改善）に見合った金額とします。

(3) 対象経費

- ① 対象となる経費：新分野展開や新商品、新サービス開発、生産や販売方法の改善にかかる経費のうち間接的な経費

経費区分例	内 容
新商品開発等に 係る経費	専門家謝金、専門家旅費、従業員旅費、機器等使用料、借損料、会場借上げ料、会場整備費、車両借上げ料、資料購入費、雑役務費、通訳・翻訳料委託費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
販路開拓費	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借上料、会場装飾費、資料購入費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費、印刷製本費、展示品輸送費、通信運搬費、消耗品費、広告宣伝費等

※コンサルタント料などの間接的な経費、自社の販路に見合った生産能力向上や、時間あたりの生産力向上等のために行う社員育成、研修、実習等にかかる費用はこれに含まれる。

※見本市や商談会等具体的に販路拡大につながる催事への出展費用（ただし、飲食を伴う会合の参加費、在職者の給与、長期滞在（概ね1週間を超えるもの）に係る経費および海外出張中の代替職員の人件費は対象経費に含まれない。）であり、海外に拠点となる事務所を設置すること、現地法人へ事業を委託（再委託）することはできない。

- ② 対象とならない経費

- ・ 原材料費（試作品含む）、開発費用、店舗設置費など受託事業者の本来業務に係る経費
- ・ 既存社員、新規雇用、代替職員等の人件費
- ・ 施設や設備の整備等のハード面への支出
- ・ 海外現地法人等への委託費または連携に要する経費
- ・ 財産の取得（システム開発等含む。）となる経費
- ・ 事業の全てを委託する委託費
- ・ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・ その他、事業との関連が認められない経費

- ③ 委託契約額についての留意事項

委託事業の実施により発生した収入（売上）がある場合、得られた収入は、返還となります。ただし、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善した場合は返還を要しません。

なお、委託契約額は、事業成果（処遇改善）に見合った金額としますので、経営計画および資金計画（別表3）、処遇改善計画（様式2）との整合性を図ってください。

（4）処遇改善計画にかかる留意事項

- ①計画は、委託事業の実施により、一定の生産増または生産性向上等が実現された場合、従業員の処遇を一定程度向上させることを明示してください。
- ②支援の対象となる在職者を雇用する事業主は、当該対象在職者に対し処遇改善計画を周知してください。
- ③一定の生産増または生産性向上等が実現されなかった場合、従業員の処遇向上が実現しなかったことのみをもって直ちに計画に反することにはなりません。ただし、悪意ある場合や達成度が著しく低い場合等は、事業費の全部または一部の返還を求めることがあります。

（5）その他

- ①応募した事業者等が次の事項に該当した場合は、失格とします。
 - ア 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
 - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 全ての応募書類（添付書類を含む）を期限内に提出できない場合
- ②応募書類は原則として返却しません。
- ③必要に応じ、提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- ④応募に関して必要となる費用は、応募する民間企業等の負担とします。

5 応募手続き等

（1）応募期間 平成26年7月28日(月)～平成26年9月1日(月)

（2）応募方法 持参または郵送

（3）提出先 福井県産業労働部産業政策課
創業・ITビジネス支援グループ
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL：0776-20-0537

（4）提出書類 ①応募申込書（様式1）
②経営革新計画（別表1）
③実施計画（別表2）

- ④実施計画の具体的内容（別表２－２）
- ⑤経営計画および資金計画（別表３）
- ⑥経費積算書（別表４）
- ⑦処遇改善計画（様式２）
- ⑧認定支援機関の確認書（様式３）
- ⑨応募資格誓約書（様式４）
- ⑩その他、必要な書類（別紙）

* 提出書類は、福井県産業労働部産業政策課のホームページよりダウンロード可

(5) 提出部数 3部

(6) 応募に関する質問

受付先 福井県産業労働部産業政策課
創業・ITビジネス支援グループ
Fax 0776-20-0645
E-mail sansei@pref.fukui.lg.jp

6 委託事業の選定

(1) 選定方法

委託事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものを、予算の範囲内で選定します。なお、必要に応じてヒヤリング等を実施します。

◎事業の実施により、中小企業の経営革新が図れ、従業員の処遇改善が期待できる事業であること。

◎事業計画および実施方法が、事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果が期待できるものであること。

(2) 選定結果の通知および公表

選定の結果は、決定後速やかに応募者に対して通知します。また、選定した事業については、県産業政策課のホームページで公表します。

7 委託契約についての留意事項

(1) 委託契約の締結

①応募企業と県担当課との間で、企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な

- な協議を行います。県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結します。
- ②事業実施期間が年度を跨ぐ場合、契約期間は年度末で一旦区切ります。
(例：26年11月1日～27年3月31日、27年4月1日～27年10月31日)

(2) 経費の精算

委託金額の範囲内で、実際に事業に要した経費に応じて契約金額の精算を行います。

(3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額します。ただし、委託費により発生した収入の全額もしくはそれ以上の額を用いて、受託者の従業員の処遇を改善した場合は返還を要しません。

(4) その他

- ①委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である県に帰属します。
- ②委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働契約法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関連法令等を遵守してください。

8 事業報告

- (1) 事業終了後、事業実施や成果に関する報告書、収支総括表等を提出していただきます。また、処遇改善計画の成果については、事業終了後1年以内または必要に応じて、処遇改善状況の報告を求めます。
- (2) 会計関係帳簿書類や労働関係帳簿を整備し、当委託事業に係る経費等を明確に区分してください。必要に応じて、事業実施中に検査を行います。
- (3) 当事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院による実地検査の対象となります。

【問い合わせ先】

福井県産業労働部産業政策課

創業・ITビジネス支援グループ (児玉・岸本)

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0537 Fax 0776-20-0645

E-mail sansei@pref.fukui.lg.jp

《別紙》企画提案参加申込に必要な書類（処遇改善プロセス）

提出書類		法人	個人
所 定 様 式	応募申込書（様式1）	○	○
	・経営革新計画（別表1）	○	○
	・実施計画（別表2）	○	○
	・実施計画の具体的内容（別表2-2）	○	○
	・経営計画および資金計画（別表3）	○	○
	・経費積算書（別表4）	○	○
	処遇改善計画（様式2）	○	○
	認定支援機関確認書（様式3）	○	○
応募資格誓約書（様式4）	○	○	
添 付 書 類	定款および登記事項証明書 (その他団体等で法人登記がない場合は定款その他の規約)	○	
	直近2期分の決算報告書 (貸借対照表および損益計算書) (※1)	○	○
	直近2期分の決算報告書がない場合は、申請事業主の代表者の前歴を明らかにした書類 (職務経歴書等) (※2)	○	○
	組織図 (新規雇用失業者の配置部署等を明らかにするもの)	○	○
	事業所一覧 (福井県内に事業所の所在等が分かるもの)	○	○
	法人設立等届出書 (※3)	△	
	個人事業の開廃業届出書		○
	雇用保険適用事業所設置届	○	○
	県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書	○	○
	その他 会社案内、パンフレット等	○	○

- ※1 創業後間もない場合で直近2期分の決算報告書がない場合は、1期目の決算報告書と直近(2期目)の事業状況が分かるものを提出すること。また1期目の決算報告書もない場合は、直近の事業状況がわかるものを提出すること。
- ※2 創業後間もない場合で直近2期分の決算報告書等がない場合(上記※1により書類を提出する場合は、申請事業主の代表者の前歴を明らかにした書類を提出すること。
- ※3 登記事項証明において県内の支店等が確認できない場合は、県税事務所または嶺南振興局に提出した法人設立等届出書の写しを提出すること。

注1) 提出書類はそれぞれ3部(応募申込書(様式1)は3部とも押印必要)提出してください。

注2) 添付書類は、1部は原本、残り2部は原本の写しで結構です。